

## 文京区議会議員及び文京区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正により、衆議院議員と参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担額が引き上げられたことに伴い、文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年3月文京区条例第10号。）の公費負担の限度額の一部を改正する。

### 2 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○文京区議会議員及び文京区長の選挙に おける選挙運動の公費負担に関する条 例</p> <p style="text-align: right;">平成六年三月三十日 条例第十号</p> <p style="text-align: center;">改正 令和四年 月 日 条例第 号</p> <p>第一条から第三条まで （略）</p> <p>（自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第四条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基</p>	<p style="text-align: center;">○文京区議会議員及び文京区長の選挙に おける選挙運動の公費負担に関する条 例</p> <p style="text-align: right;">平成六年三月三十日 条例第十号</p> <p>第一条から第三条まで （略）</p> <p>（自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第四条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基</p>

づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等  
に対して支払う。

一 (略)

二 当該契約が一般運送契約以外の契約である  
場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ  
に定める金額

イ 当該契約が自動車の借入れ契約である  
場合 当該自動車（同一の日において自  
動車の借入れ契約により二台以上の自動  
車を使用される場合には、当該候補者が  
指定するいずれか一台の自動車に限る。）  
のそれぞれにつき、自動車として使用さ  
れた各日についてその使用に対し支払う  
べき金額（当該金額が一万六千百円を超  
える場合には、一万六千百円）の合計金  
額

ロ 当該契約が自動車の燃料の供給に関す  
る契約である場合 当該契約に基づき当  
該自動車に供給した燃料の代金（当該自  
動車（これに代わり使用される他の自動  
車を含む。）が既に前条の届出に係る契  
約に基づき供給を受けた燃料の代金と合  
算して、七千七百円に当該候補者につ  
き法第八十六条の四第一項、第二項、第  
五項、第六項又は第八項の候補者の届出  
のあった日から当該選挙の期日の前日ま  
での日数から前号の契約が締結されてい  
る日数を除いた日数を乗じて得た金額に達  
するまでの部分の金額であることにつ  
き、委員会が定めるところにより、当該  
候補者からの申請に基づき、委員会が確  
認したものに限る。）

ハ (略)

第五条 (略)

(ビラの作成の公費負担)

づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等  
に対して支払う。

一 (略)

二 当該契約が一般運送契約以外の契約であ  
る場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ  
に定める金額

イ 当該契約が自動車の借入れ契約である  
場合 当該自動車（同一の日において自  
動車の借入れ契約により二台以上の自動  
車を使用される場合には、当該候補者が  
指定するいずれか一台の自動車に限る。）  
のそれぞれにつき、自動車として使用さ  
れた各日についてその使用に対し支払う  
べき金額（当該金額が一万五千八百円を  
超える場合には、一万五千八百円）の合  
計金額

ロ 当該契約が自動車の燃料の供給に関す  
る契約である場合 当該契約に基づき当  
該自動車に供給した燃料の代金（当該自  
動車（これに代わり使用される他の自動  
車を含む。）が既に前条の届出に係る契  
約に基づき供給を受けた燃料の代金と合  
算して、七千五百六十円に当該候補者  
につき法第八十六条の四第一項、第二項、  
第五項、第六項又は第八項の候補者の届  
出のあった日から当該選挙の期日の前日  
までの日数から前号の契約が締結されて  
いる日数を除いた日数を乗じて得た金額  
に達するまでの部分の金額であること  
につき、委員会が定めるところにより、当  
該候補者からの申請に基づき、委員会  
が確認したものに限る。）

ハ (略)

第五条 (略)

(ビラの作成の公費負担)

第六条 候補者（文京区長の選挙の場合に限る。）は、七円七十三銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第百四十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

第七条 （略）

（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第八条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が七円七十三銭を超える場合には、七円七十三銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第六号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

第九条及び第十条 （略）

（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第十一条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約

第六条 候補者（文京区長の選挙の場合に限る。）は、七円五十一銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第百四十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

第七条 （略）

（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第八条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が七円五十一銭を超える場合には、七円五十一銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第六号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

第九条及び第十条 （略）

（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第十一条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約

に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、五百四十一円三十一銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該除して得た金額を、第九条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

## 第十二条 （略）

### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

### 付 則（平成三十年九月二十八日条例第三十八号）

この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

### 付 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、五百二十五円六銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該除して得た金額を、第九条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

## 第十二条 （略）

### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

### 付 則（平成三十年九月二十八日条例第三十八号）

この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される文京区議会議員及び文京区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された文京区議会議員及び文京区長の選挙については、なお従前の例による。